

# 軽自動車税の税制改正について



地方税法が改正され、平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など  
原動機付自転車

種 別	平成27年度まで (現行)	平成28年度から (新税率)
50CC以下	1,000円	2,000円
50CC超90CC以下	1,200円	2,000円
90CC超125CC以下	1,600円	2,400円
ミニカー(50CC以下)	2,500円	3,700円

小型特殊自動車

種 別	平成27年度まで (現行)	平成28年度から (新税率)
小型特殊自動車 (農耕作業用)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車 (その他)	4,700円	5,900円
雪上走行車	2,400円	3,600円

軽二輪及び小型二輪自動車

種 別	平成27年度まで(現行)	平成28年度から(新税率)
軽二輪(125CC超250CC以下)	2,400円	3,600円
小型二輪自動車(250CC超)	4,000円	6,000円



四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年度以降に新車購入された四輪等については税率が引き上げられます。

また、平成26年度までに登録された四輪等については引き続き現行の税率が適用されますが、新車新規登録13年を経過した四輪等については重課の対象となります。

乗用

	平成27年3月31日 以前に新車登録(現行)	平成27年4月1日 以降に新車登録	新車新規登録から13年以上 経過した車両(重課)
自家用	7,200円	10,800円	12,900円
営業用	5,500円	6,900円	8,200円

貨物用

	平成27年3月31日 以前に新車登録 (現行)	平成27年4月1日 以降に新車登録	新車新規登録から 13年以上経過し た車両(重課)
自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用	3,000円	3,800円	4,500円

三輪

	平成27年3月31日 以前に新車登録 (現行)	平成27年4月1日 以降に新車登録	新車新規登録から 13年以上経過し た車両(重課)
	3,100円	3,900円	4,600円

平成28年度からの重課税率の適用年度について

重課税の適用となる車種は、四輪以上及び三輪の軽自動車です。

初度検査年月	重課税率の適用年度
平成14年(平成14年12月)以前	平成28年度から
平成15年(平成15年12月)	平成29年度から
平成15年10月～平成16年3月	平成29年度から
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度から
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度から
平成19年4月～平成20年3月	平成33年度から
平成20年4月～平成21年3月	平成34年度から
平成21年4月～平成22年3月	平成35年度から
平成22年4月～平成23年3月	平成36年度から
平成23年4月～平成24年3月	平成37年度から
平成24年4月～平成25年3月	平成38年度から
平成25年4月～平成26年3月	平成39年度から
平成26年4月～平成27年3月	平成40年度から
平成27年4月～平成28年3月	平成41年度から

※平成15年10月14日以前に登録された車両については、平成14年、平成15年などの年のみの標記となっておりますが、地方税法によりその年の12月に検査を受けたものとみなすこととなります。